

うるま市告示第211号

うるま市島しょ地域タクシー配車及びタクシーチケット支援事業実施要綱を次のように定める。

令和4年8月29日

うるま市長 中村 正人

うるま市島しょ地域タクシー配車及びタクシーチケット支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルスの感染拡大によるタクシー利用者の落ち込みに加え、燃料費の高騰のあおりを受け、経営にさらなる影響を及ぼしているタクシー事業者に対し、島しょ地域の持続的な公共交通維持確保を図るため、当該地域へのタクシー配車負担軽減を目的とした島しょ地域タクシー配車支援金(以下「配車支援金」という。)を給付し、及び利用促進のためのタクシーチケット(以下「チケット」という。)を島しょ地域の事業者配布し、当該チケットにかかる支援金(以下「チケット支援金」という。)を予算の範囲内でタクシー事業者に給付することに関し、うるま市補助金等交付規則(平成17年うるま市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) タクシー事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者をいう。

(2) 島しょ地域 うるま市に位置する島しょであつて、別表に掲げるものをいう。  
(配車支援金及びチケット支援金の対象事業者)

第3条 配車支援金及びチケット支援金の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内に本社を有する法人タクシー事業者であり、事業の停止処分等を受けていない者

(2) 市内に営業所を有する個人タクシー事業者であり、事業の停止処分等を受けていない者

(3) 市内に営業所を有する福祉輸送限定(介護タクシー)事業者であり、事業の停止処分等を受けていない者

2 配車支援金及びチケット給付金の給付を受けようとする者は、島しょ地域タクシー配車及びタクシーチケット支援事業事業者登録申請書(タクシー事業者用)(様式第1号)を市長に提出し、登録しなければならない。

(チケット配布事業者)

第4条 チケットを配布する事業者(以下「チケット配布事業者」という。)は、島しょ地域内に店舗、事業所等を有する小売店、飲食店、宿泊施設サービス業等の事業者及び学校法人角川ドワンゴ学園N高等学校とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項のいずれかに該当するものは、チケット配布事業者とはしない。

(1) 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第12号)第2条第1項各号(第1号を除く。)に規定する営業を行うもの

(2) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等

3 チケット配布事業者の登録を受けようとする者は、島しょ地域タクシー配車及びタクシーチケット支援事業事業者登録申請書(チケット配布事業者用)(様式第2号)を市長に提出し、登録しなければならない。

(配車支援金及びチケット支援金の給付の申請等)

第5条 配車支援金及びチケット支援金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、島しょ地域タクシー配車及びタクシーチケット支援事業支援金給付申請書兼請求書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 配車支援金のみの給付を受ける場合 島しょ地域への配車が確認できる書類(配車日報等)

(2) チケット支援金のみの給付を受ける場合 チケットの原本

(3) 配車支援金及びチケット支援金の給付を受ける場合 前2号に掲げるもの

2 配車支援金及びチケット支援金の額は、別表のとおりとする。

3 申請は、1月分をまとめて翌月15日までに申請するものとする。

(配車支援金及びチケット支援金の給付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、  
適当と認めた場合は、島しょ地域タクシー配車及びタクシーチケット支援事業支援金  
給付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するとともに、速やかに給付する  
ものとする。

(配車支援金及びチケット支援金の不給付決定)

第7条 申請書類の審査の結果、配車支援金及びチケット支援金不給付を決定したとき  
は、島しょ地域タクシー配車及びタクシーチケット支援事業支援金不給付決定通知書  
(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(配車支援金及びチケット支援金給付決定の取消)

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正な行為により配車支援金及びチケット支援金の  
給付決定を受けた者に対し、当該給付決定を取消するとともに、給付額の全額返還を請  
求することができる。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定  
める。

附 則

この告示は、令和4年8月29日から施行する。

別表（第2条、第5条関係）

1 配車支援金の額

島しょ地域	給付金の額	備考
平安座島	300円/回	※島しょ地域からの予約に対し、タクシー一車両を配車した回数に応じて給付する。
宮城島	1,600円/回	
伊計島	2,500円/回	
浜比嘉島	800円/回	

2 チケット支援金の額

給付金の額	備考
560円/枚	※裏面所定欄に、交通事業者印を押印又は交通事業者名を記載されたものに限る。

様式第1号（第3条関係）

島しょ地域タクシー配車及びタクシーチケット支援事業事業者登録申請書（タクシー事業者用）

うるま市長 様

次のとおりタクシー事業者の登録を申請します。

※申請者記入欄

申請日	年 月 日		
フリガナ			
事業者 名称			
代表者氏名 <代表者の職名 ・氏名記入欄>	※法人の場合、代表者の職名として代表取締役、理事長、代表社員等を記入します。		
住所・所在地	〒 ー うるま市		
電話番号 (HP等公開用)	電話番号 (事務連絡用)	※左記と同様の場合は 記載不要	
区分	01. 法人                      02. 個人                      03. 福祉輸送（介護）		

《添付資料》

- 一般乗用旅客自動車運送事業の許可書の写し
- 債権者登録申請書（支援金振込先口座） ※登録済みの方も口座情報確認のためご提出下さい。

■誓約事項

1. タクシー事業者として、本事業の内容を理解し、お客様からの問い合わせに対しては誠意をもってこれに対応します。
2. 本事業に参加するに当たり、不正はいたしません。
3. 本事業の取り扱いに関して事務局からの改善要請等があった場合には、それに従います。
4. 事業者名・所在地・電話番号等の公表（市ホームページ等に掲載）について同意します。
5. 登録する事業者は、本要綱第3条第1項の資格要件を満たしています。
6. 商取引なくチケットを流通させません。

私は、以上のことについて遵守することを誓約し、タクシー事業者の登録を申請します。

年 月 日 申請者名

印

様式第2号（第4条関係）

島しょ地域タクシー配車及びタクシーチケット支援事業事業者登録申請書（チケット配布事業者用）

うるま市長 様

次のとおりチケット配布事業者の登録を申請します。

※申請者記入欄

申請日	年 月 日		
フリガナ			
事業者名称			
代表者氏名 <代表者の職名・氏名記入欄>	※法人の場合、代表者の職名として代表取締役、理事長、代表社員等を記入します。		
住所・所在地	〒 ー うるま市		
電話番号 (HP等公開用)		電話番号 (事務連絡用)	※左記と同様の場合は記載不要
区分	01. 小売店 04. サービス業等	02. 飲食店 05. 学校法人角川ドワンゴ学園N高等学校	03. 宿泊施設

■誓約事項

1. チケット配布事業者として、本事業の内容を理解し、お客様からの問い合わせに対しては誠意をもってこれに対応します。
2. 本事業に参加するに当たり、不正はいたしません。
3. 本事業の取り扱いに関して事務局からの改善要請等があった場合には、それに従います。
4. 事業者名・所在地・電話番号等の公表（市ホームページ等に掲載）について同意します。
5. 登録する店舗は、本要綱第4条第1項及び第2項の資格要件を満たしています。
6. 商取引なくチケットを流通させません。

私は、以上のことについて遵守することを誓約し、チケット配布事業者の登録を申請します。

年 月 日 申請者名

印

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

うるま市長 様

申請者 所在地  
商号  
代表者 ⑩  
電話

島しょ地域タクシー配車及びタクシーチケット支援事業支援金給付申請書兼請求書

うるま市島しょ地域タクシー配車及びタクシーチケット支援事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 給付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

本島から島しょ地域への配車に係る経費

島しょ地域	給付金の額	回数	小計
平安座島	300円/回	回	円
宮城島	1,600円/回	回	円
伊計島	2,500円/回	回	円
浜比嘉島	800円/回	回	円

チケット1枚当たりの支援金の額

給付金の額	枚数	小計
560円/枚	回	円

2 必要書類（□に「レ」のチェックを入れること）

- 島しょ地域への配車が確認できる書類（配車日報等）
- チケットの原本

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

様

うるま市長

印

島しょ地域タクシー配車及びタクシーチケット支援事業支援金給付決定通知書

年 月 日に申請のあった支援金について下記のとおり決定したので、うるま市島しょ地域タクシー配車及びタクシーチケット支援事業実施要綱第6条の規定により通知します。

記

支援金の決定額 金 \_\_\_\_\_ 円



様式第5号(第7条関係)

年 月 日

様

うるま市長



島しょ地域タクシー配車及びタクシーチケット支援事業支援金不給付決定通知書

年 月 日に申請のあった支援金について審査の結果、支援金を給付しないことを決定したので、うるま市島しょ地域タクシー配車及びタクシーチケット支援事業実施要綱第7条の規定により通知します。